

船橋市保育のあり方検討委員会

委員会だより

No. 5

平成 22 年 7 月 1 日発行



船橋市保育のあり方検討委員会事務局：船橋市保育計画課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

Tel 047-436-2410 Fax 047-436-2489

hoikukeikaku@city.funabashi.chiba.jp

平成 22 年 6 月 17 日（木）に第 5 回検討委員会が開催されました。

市からの資料説明の後、①要保護児童・家庭への地域支援体制、②保育施設などの役割分担と連携の二つについて討議され、下記のような意見が出されました。

①要保護児童・家庭への地域支援体制

- ・地域の中で暮らしている要保護児童・家庭には支援が十分に行われているのか、この場合地域にある保育施設にはどのような役割が期待されるか
- ・要保護児童が仮に保育所に入れていたとしたら、どのような支援が行われているのか、どのような支援をしなければならないのか
- ・船橋ではすでに様々な子育てに関わっている機関があるが、身近なところで支援体制を組み「初期相談・発見」→「コーディネート（振り分け機能）」→「専門的なケア」といった、役割分担をうまく連携させるシステムを整備していく必要がある

②保育施設などの役割分担と連携

- ・民間でできることは民間でやり、できないことは公で行うべきではないか
- ・障害児の受入れについては、手厚い人員配置の公立保育園で積極的に行っていくべきではないか
- ・公立保育園は正規職員の比率が低く、いかに障害児の受入れ体制を整えるかが課題である

この他、待機児童対策として、下記のような意見が出されました。

待機児童への対策

- ・働かなくても子どもを預けられる機関があれば、就労にこだわる必要がない人がいるのではないか
- ・一時保育にももう少し預けられれば、保育園入園申請を出さなくても済む人はたくさんいるのではないか
- ・新しい発想で待機児を見直すと、新しい保育のあり方が見えてくるのではないか

次回は「保育所の環境整備と質の担保」について議論し、全体的な「保育のあり方」のまとめに入っていきます。

会議の開催日については、事務局にお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

☆ ☆ ☆ ご意見、ご感想をお待ちしています ☆ ☆ ☆